

国保

国民健康保険に加入・脱退には届出が必要です

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

	どんなとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきたとき (職場の健康保険に加入していない場合)	●転出証明書 ●印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養からはずれたとき)	●職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※ ●印鑑
	※社会保険資格喪失証明書や離職票など 誰がいつ、どの健康保険をやめたかわかる証明書が必要です。	
脱退	他の市町村に転出するとき	●国民健康保険証(全員分) ●印鑑
	職場の健康保険に加入したとき (扶養に入ったとき)	●国民健康保険証(全員分) ●職場の健康保険証(全員分) ●印鑑

国民健康保険は、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人を除く全ての人が加入します。健康保険の切り替えは自動的に行われませんので、取得・喪失などの変更があったときには、14日以内に届出てください。

●届出が遅れると・・・
加入資格を得た日(他の健康保険の喪失日)までさかのぼって保険税を納める必要があります。

●脱退の場合
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療給付費や健診の助成金を返還する必要があります。

さらに、国民健康保険の保険料と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことになりますので、ご注意ください。

新しい保険証を発送します
新しい国民健康保険証、後期高齢者医療保険証を発送します。現在の保険証の有効期限は、7月31日(水)です。有効期限が切れた保険証は、細かく裁断して各自で適正に処分するか、役場健康保険課に返還してください。

●郵送期間 7月12日(金)～7月31日(水)
※7月中に受取れなかった場合は、8月1日(木)以降に、窓口でお受け取りください。

●窓口交付に必要なもの
●印鑑(スタンプ式不可)
●本人確認書類(免許証や保険証など)
●委任状(別世帯の人が受け取る場合)
※事前に窓口交付を申請している人は7月16日(火)から受け取りができません。

起こりうる水害に備えて

白川・緑川総合水防演習2019

5月19日JR熊本駅東側の白川河川敷で白川・緑川総合水防演習2019が行われ、町からは消防団が参加しました。演習は国、県、市、防災機関と民間協力団体の災害時の連携・協力体制の強化とともに、地域の皆さんの防災意識向上を目的に、毎年出水期を前に実施されています。大規模な災害を想定し、事前行動計画(タイムライン)に基づいた情報伝達、各種水防工法、避難訓練、水難者救助訓練などが行われました。また、会場内には防災展や炊き出しのブースも設けられました。



正確に素早く「月の輪工」を組み上げる消防団員たち

警戒レベルと避難情報について

去年の豪雨を受け、国は新たに警戒レベルを用いた避難情報の運用を開始しました。大津町においても警戒レベルを用いて避難情報と町民がとるべき行動を関連付けて運用していきます。警戒レベルに応じた自身とるべき行動を確認し、災害に備えましょう。

警戒レベル	避難情報	気象情報	とるべき避難行動
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報など	命を守るための最善の行動
警戒レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 など	全ての人は避難(避難場所への移動が危険な場合は、より安全な場所に避難または待機)
警戒レベル3	避難準備 高齢者など 避難開始	氾濫警戒情報 洪水情報など	高齢者など避難に時間を要する人は避難 その他の人は避難準備
警戒レベル2	-	洪水注意報 大雨注意報	ハザードマップなどで 避難行動の確認
警戒レベル1	-	早期注意報	災害への心構え

地域おこし協力隊

6月3日から地域おこし協力隊として川野智史さん、家入広宣さんの2人が着任しました。

地域おこし協力隊とは、さまざまな問題を抱える地方都市が都市住民など地域外の人材を受け入れる活動です。地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図っていくことを目的としています。2人にはサイクリングコースの計画やサイクリングステーションの創設と運営の計画、外国人向けの体験プランの企画から実行などで活躍していただきます。これからよろしくお願いします。

大津町地域おこし協力隊募集

大津町をよりよくする人材を募集します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

業務テーマ	受付期限	受験資格など
A:【にぎわい地域コーディネーター】 地域へのヒアリング・復興イベントの運営。	令和元年 7月31日 (水)	●年齢要件はありません。 ●現在3大都市圏をはじめとする都市地域、または地方都市(条件不利地域を含まない市町村)に住んでいる。 ●普通自動車運転免許を取得または、取得見込みである。 ●パソコン(ワード、エクセル、インターネット、Eメールなど)を日常的に利用している人。
B:【スポーツコミッション】 スポーツを観光資源として活用し、地域活性を目指す。		

地域おこし協力隊2人が着任



東京都から川野智史さん、家入広宣さんが着任しました

●問い合わせ A:役場総務課 まちづくり推進室 ☎096(293)3111
B:商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

国保

限度額適用・標準負担額減額認定証

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

大津町国民健康保険に加入している人、または熊本県後期高齢者医療制度に加入している人で、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口提示すれば、医療費や入院時食事代の自己負担額が減額されます。また、大津町国民健康保険に加入している人で、住民税課税世帯の人は「限度額適用認定証」を提示すれば病院の窓口で医療費が減額されます。入院中(入院予定も含む)の人や高額な医療費を支払っている人で、まだ認定証を持っていない人は申請してください。

また、現在「区分Ⅱ」もしくは「区分Ⅰ」の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、過去1年間に90日以上入院している人は、91日目以降の入院時食事代がさらに減額されます。なお、減額するためには申請が必要です。

●申請場所 役場健康保険課 国保・医療係

●持参するもの
●印鑑(スタンプ式不可)
●国民健康保険証

※過去1年間に90日以上入院したことがある人は次の書類も必要です。
●入院時の領収書
●現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」